

平成30年8月24日
三次市福祉保健部社会福祉課

三次市災害見舞金の受付期間の 延長について

三次市災害見舞金の受付期間を、現在、平成30年8月31日（金）までと
していますが、十分な周知期間を確保するため、2か月延長し、次のとおりと
します。

○受付期間 平成30年10月31日（水）まで

なお、受付窓口・時間等については、次のとおりです。

○受付窓口

- ・ 災害証明証明書交付申請と同時受付
三次市役所市民部課税課（本庁本館1階）
- ・ 災害見舞金のみの受付
三次市役所福祉保健部社会福祉課（本庁本館2階）

○受付時間 平日8時30分から17時15分まで

○届出に必要なもの

- ・ 印鑑（ゴム印、浸透印は使用できません）
- ・ 振込口座のわかるもの
- ・ 被災届

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課
社会福祉係(担当/小原, 鍛治)
電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285
E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp